

電子レンジによる事故を防止!使い方を再チェック

電子レンジは、一般家庭において広く普及しており、冷凍食品の解凍や温め、時短調理の用途から本格的な調理までさまざまな場面で使用されています。

火を使わない調理器ですが、庫内の汚れや加熱のしすぎ、誤った使用などが原因で発煙・発火といった事故につながる可能性があります。

全国の消費生活センター等に寄せられる相談情報(PIO-NET)には、2020年4月から2025年12月までの間に、電子レンジを使用中の事故に関する相談が521件も寄せられています。

具体的テスト結果事例

【加熱のしすぎ】

- ・飲み物を加熱しすぎると、突然、爆発的に噴き出したり、沸騰が落ち着いたように見えても、外部からの刺激がきっかけとなり再び大きく泡立つ、突沸現象がみられました。
 - ・卵を電子レンジにかけると、勢いよく破裂する様子が確認されました。
- 電子レンジの種類によってはヒーター管を破損したり、庫外で破裂するとやけどを負う危険性がありました。

【汚れや明らかな誤使用】

- ・マイクロ波の出口カバーに汚れ(食品カス等)が付着したまま加熱すると、その部分にマイクロ波が集中し、発煙・発火することがありました。
- ・電子体温計を電子レンジにかけると、加熱直後からバチバチという異音とともに火花が発生し、発煙・発火するとともに、庫内は煤(すす)だらけになりました。

消費者へのアドバイス

- ・パッケージやレシピに記載された加熱時間の目安を参考に、食品の加熱のしすぎに注意しましょう。
- ・容器によっては電子レンジで使用できないものもあります。また、加熱モード(レンジ、オーブン、グリル)により、その種類も変わります。取扱説明書をよく確認しましょう。
- ・こまめに庫内の手入れを行い、庫内は清潔な状態を保ちましょう。
- ・調理以外の目的には使用しないようにしましょう。
- ・万一、庫内で発煙・発火したときは、動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。

電子レンジ・オーブンレンジをお使いの皆様へ

安全にレンジ加熱をご使用いただくために。

次の項目に注意して、安全にご使用ください。

【飲み物】の加熱しすぎにご注意!

「飲み物」や「シチュー」などの油脂分の多い液体は、加熱しすぎた場合、突然沸騰して飛び散る(突沸現象)ことがあります、やけどの原因になります。

- ・加熱しすぎないでください。
- ・加熱前に、「飲み物」はスプーン等でよくかき混ぜてください。
- ・加熱しすぎた場合は、少し時間(1~2分間)をおいてから、庫内から取り出してください。



庫内はいつも清潔に保ちましょう!

庫内に付着した油や食品カスを放置したまま加熱すると、発煙や発火することがあります。



食品を加熱しすぎない!

食品を加熱しすぎると、発煙や発火することがあります。

- ・電子もろもろは加熱しないでください。
- ・食品以外(おしぼりなど)は加熱しないでください。



以上の項目のほかに、製品の取扱い説明書に記載の内容を守り、安全にご使用ください。

一般社団法人 日本電機工業会 電子レンジ専門委員会 事務局
 シャープ株式会社 日立アプライアンス株式会社 三菱電機株式会社
 パナソニック株式会社 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 三洋電機株式会社



一般社団法人 日本電機工業会 電子レンジ専門委員会
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本電機工業会ビル
 一般社団法人 日本電機工業会 電子レンジ専門委員会

TEL: 03-5561-1111
 FAX: 03-5561-1112
 E-MAIL: jema@jema.or.jp

資料引用:一般社団法人日本電機工業会チラシ

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

最近の消費者問題や暮らしに関することをもっと詳しく学びたい!と思ったら・・



◆令和8年度徳島県消費者大学校 学生募集中!

消費者大学校では、毎年度、最近の消費者問題や暮らしに関する様々な課題について学べる講座を開講しており、現在、令和8年度の学生を募集中です。ぜひ、お申し込みください!

コース及び募集人数

- (1)対面 120名
- (2)オンデマンド配信 定員なし

場所

とくぎんトモニプラザ 大会議室
(徳島市寺島本町西1-5 アミコビル東館9階)

入学金・授業料

無料

日程

令和8年6月6日～7月25日の間の
毎週土曜日(6月20日を除く)
原則、午後1時～午後4時10分
ただし、各講座日によって異なります

申込期間

7月18日(土)まで
(各講座開催日の一週間前まで)

入学手続

詳しくは、入学案内をご覧ください。

【問合せ・申込み先】

NPO法人徳島県消費者協会 TEL088-625-8285 FAX088-625-8312

《コラム》弁護士広告に注意!

～県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)～

国際ロマンス詐欺や副業詐欺の被害が増えていることについては、みなさん、ニュース等で見聞きされていると思います。

ところで、このような詐欺の被害にあった方がお金を取り戻そうとして、インターネット上で広告を出している弁護士に依頼したところ、高額な着手金を請求され、これを支払ったものの弁護士は何もしてくれず、詐欺の被害にあったお金が返ってこないばかりか、着手金として支払った弁護士費用も、重ねて取られてしまうというような事例があるようです。

国際ロマンス詐欺等の特殊詐欺は、警察でも犯人を見つけることが困難なのですから、弁護士に依頼したとしても、簡単には犯人を見つけられないし、まして、お金を返してもらうのは、非常に困難です。それなのに、高確率でお金が返ってくるような広告を出すのは、不適切です。

そもそも、このような広告を出している者が本当に弁護士かどうか分かりません。日本弁護士会連合会や各地の弁護士会は、このような弁護士広告について、注意を喚起しています。

また、このようにインターネット上に広告を出している弁護士に依頼すると、弁護士本人と面談することもなく、事務所職員を名乗る者と電話で話をただけで、高額な契約を締結してしまうことが多いようです。

国際ロマンス詐欺や副業詐欺にあってしまったかな、と思ったときは、まずは消費者情報センターに相談してみてください。

また、弁護士に相談する場合は、地元の弁護士と面談で相談するようにしてくださいね。

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

